

令和 7 年 1 2 月

第 31 回

会 議 議 事 錄

議 長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 中山 正二

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主査	係
令和 8 年 1 月 7 日		合 議				
供覧の上、公開してよいか伺います。		農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査	

第31回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第9号

下記について付議するため、12月24日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第31回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第2号議案 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計画の決定について |
| 第3号議案 | 農地利用最適化推進委員候補者の選定基準について |

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	2番 飯塚 秀行
3番 小櫃 敏文	4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子
9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二		

3 欠席委員

8番 沖田 保

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 片岡 功敬	事務局次長 吉田 浩司	農地係長 町田 篤
書記 水野 智陽		

6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、10番 中山 正二委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与する事ができない」という規定に基づいて、同案件の審議中は退室してもらう旨を説明し、関係委員は退室した。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、西新井宿のかたから、西新井宿のかたへ、農地の所有権を移転する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根支所から東に200mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、8筆、計1,239m²でございます。」

本件は、譲受人が、経営規模の拡大を図るため、申請地を取得するものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在、市内に所有している農地は全て耕作されており、申請地では栗を栽培するということであり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから問題ありません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、問題ありません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、問題ありません。

次に権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかについては、常時従事していると認められる日数は年間150日以上となります。現在、譲受人、その父、母、祖母の4人で、のべ年間940日従事し、申請地以外の農地では、レモン、ウンシュウミカン、ユズ等の果樹やサトイモ、ヤツガシラ等の野菜を栽培していることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので問題ありません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、賃借人等は存在しませんでしたので、問題ありません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、問題はないものと考えられます。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「事務局のかたと現地を確認しました。お話を伺うと意欲も充分にあり、今後の展望についても話を伺い、問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。」

- 5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

- 6) 議長は、農業委員本人等に関する案件の審議が終了したので、同者の入室を認め、関係委員

は入室した。

(3) 第2号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計画の決定について

- 1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。
- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は、安行原のかたから、安行原のかたへの貸借権の設定で、耕作のために生産緑地を貸借する議案でございます。

申請地は、草加西高校から南西に250mほどの所に位置する生産緑地地区内の農地7筆、計6,559m²でございます。

貸付人と借受人との間で、引き続き期間5年の賃貸借を行うことで合意し、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、法令に定められた審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、「都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行うこと」については、借受人が申請都市農地で生産するシクラメンは、川口の気候と風土に適しており、消費者や流通関係者から高い評価を受けているとして、川口農業ブランドに優良認定されていることなどから、適合すると考えられます。

次に、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、シクラメンのビニールハウス栽培をすることであり支障はないものと考えられ、また、農薬の使用等について、地域の基準を遵守することから、適合すると考えられます。

また、賃借する農地を含め全ての農地を効率的に耕作するかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、市内で耕作する6,559m²の農地は全て耕作されており、現在、借受人の代表者は年間350日従事しており、常時従事する代表者、その妻、正規雇用者5人の計7人とパート雇用者にて栽培する計画であり、適合すると考えられます。

次に、賃貸借契約書には、計画どおり耕作していない場合の解除条件が付されており、申請地に賃借権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則第3条各号の認定要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」

- 3) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

(4) 第3号議案 農地利用最適化推進委員候補者の選定基準について

- 1) 議長は第3号議案を上程し、説明を求めた。
- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本議案は、川口市農地利用最適化推進委員候補者の選定基準を別紙のとおり定めるものでございます。

農地利用最適化推進委員は、農業委員の皆様と同様に令和8年7月19日をもって任期満了となることから、新たな募集を行い、現農業委員の皆様において候補者を決定した後、新たな農業委員会が委嘱を行うものでございます。

委嘱にあたっては、農業委員会等に関する法律第17条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されており、同法律施行規則第11条において「関係者からの意見の聴取その他の当該委嘱の過程の公平性及び透明性を確保するため必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されますことから、別紙候補者の選定基準を定めるものでございます。

選定基準については、まず「1適法性」として4つの項目を確認し、申し込みができる者かどうかの確認を行い、「2経歴・適正等」として、①から⑪までの項目を確認し、申込者のこれまでの経歴や適正等を確認することで、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有しているかを点数によって評価するものでございます。

今後は選定基準によって評価した資料を参考として、農業委員の皆様による候補者選定を行い、公平性及び透明性を確保しながら農地利用最適化推進委員の委嘱を行うものでござい

ます。説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」
3) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なくこの内容にすることで決定した。

10 連絡事項

- ・令和8年度農業員会会議日程について
- ・川口の農業だよりについて
- ・地域計画に係る協議の場について

11 閉会

午前10時40分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第31回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和7年12月24日

議長

印

署名委員

印

署名委員

印